

# 広島県青少年健全育成条例が改正されました

## 令和7年1月1日施行

### 携帯電話事業者・販売代理店の皆様へ

#### 改正 趣旨

青少年がインターネットを介して**犯罪被害等**に遭うことを防止するため、「青少年インターネット環境整備法」の規定を補完し、**フィルタリングの利用促進**を図るための改正を行いました。

#### 改正 内容

**青少年が利用する携帯電話端末等の契約に関する次の3点の規定を新設しました。**

**1** 青少年が使用する携帯電話端末等のインターネット利用を含む契約の際、青少年又は保護者に対して、既に法律で規定されている説明事項（インターネット利用により青少年有害情報を閲覧する可能性やフィルタリングサービス及びフィルタリング有効化措置の必要性等）に加え、新たに、青少年がインターネットを不適切に利用することにより、犯罪を誘発したり被害を受けるおそれがある点等を説明するとともに、これらの事項を記載した書面（電磁的記録を含む。以下同じ）を交付しなければなりません。

**2** 保護者がフィルタリングサービスを利用しない又はフィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない旨を申し出た場合には、規則で定める理由（※1）を記載した書面の提出を求めなければなりません。

**3** 保護者から提出された上記の書面を保存（※2）しなければなりません。

#### その他

条例に規定された事項を確認するため、**立入調査**規定も設けられました。ご協力をお願いします。

#### ※1について

■**フィルタリングサービスを利用しない**場合の理由とは、次の理由をいいます。

- ・青少年が就労しており、フィルタリングサービスの利用により業務に著しい支障を生ずること
- ・青少年が心身に障害を有し、又は疾病にかかっており、フィルタリングサービスの利用により日常生活に著しい支障が生じること
- ・保護者が青少年の携帯電話端末等からのインターネットの利用状況を適切に把握すること等により、有害情報を閲覧することがないようにすること

■**フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない**場合の理由とは、次の理由をいいます。

- ・保護者の責任において、適切にフィルタリング有効化措置を行うこと

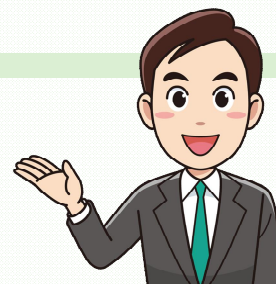
#### ※2について

■「**書面の保存**」について、保存期間は次のとおりです。

- ・書面の提出を受けた日から、①、②のいずれか早い日まで

①当該携帯電話端末に係る携帯電話インターネット接続役務の提供に関する契約が終了する日

②当該契約に係る青少年の年齢が満18歳に達する日



改正条例の詳細な内容についてはこちらから

## 問合せ先

広島県環境県民局県民活動課  
子ども若者育成支援・NPOグループ  
TEL：082-513-2740



# お子様が被害に遭わないために…

～フィルタリングを利用しましょう～

## 保護者の皆様へ

インターネット利用の低年齢化等を背景に、SNSで知り合った相手と会って被害に遭う事例や、相手の求めに応じて性的な姿態を撮影した画像を提供せられる等の被害が深刻な状況にあります。

こうした状況を踏まえ、本県では、広島県青少年健全育成条例の一部を改正し、**フィルタリングの利用促進**を図るため、保護者が行う手続きなどを規定しました。



### ご存知でしたか？

お子様が利用するスマートフォン等の契約時には、原則として、**フィルタリングサービスを利用し、フィルタリング有効化措置を講ずる**ことが法律で**義務化**されています。

※『フィルタリング有効化措置』…お子様が利用するスマートフォン等を契約する際に、フィルタリングを設定して利用できるようにすること。

### ～そもそも**フィルタリング**とは？～

- ・フィルタリングは、青少年を**違法・有害情報**との接触から守り、安心して安全にインターネットを利用するための手助けをしてくれるサービスです。
- ・小学生、中学生、高校生と、お子様の成長に合わせて、利用目的にあわせたカスタマイズが可能です。



### 実際にあった被害やトラブル

#### ■ 相手も女の子だと思い、下着姿の写真を送ったら…

→ SNSで知り合った相手を同性だと思い込み、下着姿を要求されたため、そのとおり送ってしまった。しかし、実際その相手は男性だと判明し、その後、脅迫被害に遭ってしまった。

#### ■ アダルト動画を見たばかりに…

→ アダルトサイトの動画再生ボタンをクリックしたとき、「ご登録ありがとうございます。7万円を2日以内にお支払いください。」の画面が突然表示され、慌てて指定口座へ振り込んでしまった。

### フィルタリングを利用するメリット

1. 有害・違法情報を遮断できる！
2. アプリの利用を把握できる！
3. 利用時間を管理できる！

→ スマホの使い過ぎやアプリ内課金など身近な問題から、有害サイトへのアクセスによる犯罪被害等の悪質な問題まで、フィルタリングを利用することによりあらゆる問題を幅広くカバーすることができます。



改正条例の詳細な内容についてはこちらから

問合せ先

広島県環境県民局県民活動課  
子ども若者育成支援・NPOグループ  
TEL：082-513-2740

